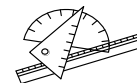


令和5年分

★ News

所得税の確定申告期です！

令和5年分(2023年分)の所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告期です。

所得税の確定申告は、その年の1月1日～12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と所得税額を計算し、申告・納期限(翌年3月15日)までに税務署に確定申告書を提出して、源泉徴収されていた税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算(納税・還付)する手続です。

申告・納税は

振替納税の場合

○ 所得税は令和6年3月15日(金)まで

・振替日 令和6年4月23日(火)

○ 個人事業者の消費税は令和6年4月1日(月)まで

・振替日 令和6年4月30日(火)

【確定申告が必要な場合・留意点】

■ 多くの給与所得者は年末調整により所得税の精算が完了するため、確定申告をする必要はありませんが、次に該当する場合などは確定申告をする必要があります。

① 給与の収入金額が、2,000万円を超える

② 1か所から給与を受けていて、他の所得(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える

③ 2か所以上から給与を受けていて、年末調整を受けなかった給与収入の額と、他の所得(給与所得・退職所得を除く)との合計額が20万円を超える

※ 年末調整で控除されない医療費控除や寄附金控除は、確定申告によって受けることができます。

※ 「ふるさと納税ワンストップ特例」適用の申請書を提出した人が確定申告する場合には、ワンストップ特例の適用を受けることはできません。

■ 居住者のうち非永住者以外の方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、全ての所得について、所得税等を納める義務があります。

■ インボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者は、確定申告で2割特例の適用を受けることができます。

【所得の種類・10種類】

事業所得	営業所得(個人事業、自由職業、漁業など自営業)・農業所得
不動産所得	不動産(土地や建物)などの貸付から生ずる所得 ※事業税の対象になる場合がある。
利子所得	預貯金等の利子・国外で支払われる預金の利子など
配当所得	株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当・投資信託の収益の分配など
給与所得	給与・賃金・賞与など(役員給与・専従者給与も含まれる)
雑所得	公的年金等 …国民年金、厚生年金、恩給、確定拠出企業年金など 業務 …原稿料・講演料などの報酬、ネット通販・動画配信など副業による副収入 その他 …貸付金利子、生命保険の年金、為替差益、暗号資産取引による利益など
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金などの資産の譲渡による所得(不動産の譲渡等は申告分離課税)
一時所得	生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、賞金、競馬等の払戻金など
山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得(申告分離課税)
退職所得	「退職所得の受給に関する申告書」を提出し、源泉徴収されている場合は申告不要

※ 報酬や副業による収入は、事業所得に該当する場合(収入規模や社会通念で判定)を除き、雑所得(業務)として確定申告が必要です。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

